

# おびやかされる民主主義

2013  
参院選後

## ～秘密保全法成立後の社会～

8月17日(土)

日時

13:30～16:30

参加費  
500円

場所

ウインクあいち 903

講師

本 秀 紀

(名古屋大学大学院法学研究科教授・憲法学)

(名古屋駅桜通口から徒歩5分)

<http://www.winc-aichi.jp/access/>

\*\*\*\*\*

国民の意識と政策とが、なぜか合致しない日本。本当に民主主義は成り立っているの？

そんな日本で、今、民主主義をさらに脅かす法律が作られようとしている！

国にとって都合の悪い情報を隠し、秘密の中で政治を行おうとする、その名も「秘密保全法」！

「秘密保全法」は、民主主義を、表現の自由を、私たちの暮らす社会を、どう変えてしまうのか！？

参院選で燃え尽きるのはちょっと待て！民主主義の危機に、真剣に向き合うべき時！

\*\*\*\*\*

主催：秘密保全法に反対する愛知の会

blog：<http://nohimityu.exblog.jp/>

twitter：[https://twitter.com/himitsu\\_control](https://twitter.com/himitsu_control)

お問合せ：弁護士法人名古屋南部法律事務所気付

名古屋市熱田区新尾頭 1-6-9 金山大和ビル 2階 (TEL：052-682-3211)

# 秘密保全法

いま  
わたしたちの知る権利や  
わたしたちのプライバシーが  
侵害されようとしています

# ! X ?

## STOP! 秘密保全法

秘密保全法に反対する愛知の会  
<http://nohimityu.exblog.jp/>



秘密保全法を作る理由??  
尖閣諸島中国漁船衝突映像  
流出事件 1

<http://nohimityu.exblog.jp/>

政府が秘密保全法を制定するきっかけとする流出事件(2010年1月)

情報漏らしたのは誰だ!!

政府高官

ビデオを国民に見せないことは正しいのか?

職員 海上保安庁

しかし、ビデオ自体は秘密指定されておらず、海上保安庁職員なら誰でも見ることができた。

ビデオの本来の秘密性は低いとされて、結局漏れられ、(容疑は起訴猶予(停職12ヶ月) 退職届受理)

国家公務員法守秘義務違反

しかも、映像流出数日前には、国会議員に対して6分6秒に編集したビデオが公開されている

国民の人権を侵害する「秘密保全法」を作る必要はそもそもないのだ

国民が情報を知りすぎると、政権運営がやりにいんだよ

よろしむべし、知らしむべからず

www.comipo.com

秘密保全法を作る理由??  
尖閣諸島中国漁船衝突映像  
流出事件 2

<http://nohimityu.exblog.jp/>

政府某所

秘密保全法が必要だといふ何か理由があるのか

何か探せ!

はっ!

わかりました

政治家

えへへー YouTubeに流しちゃえー

職員 海上保安庁

2010年1月 海上保安庁

後日 政府某所

秘密を漏らした例がありました。

もつともらしい理由もありません。

よし、それでいこう

こうした場合に起す事件をためにも秘密保全法は必要です!

www.comipo.com

秘密保全法に反対する愛知の会 Tel.052(682)3211 Fax.052(681)5471  
名古屋市熱田区新尾頭一丁目6番9号金山大和ビル 弁護士法人名古屋南部法律事務所所気付

## 秘密保全法の4つの危険

### その① 国民に隠される大事な情報

秘密保全法制は、保護する「特別秘密」の範囲を①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の三分野としており、かつての国家機密法案以上に広範です。また、秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関で、第三者によるチェックもありません。政府の都合によって、例えば自衛隊、原発、TPP交渉など、私たちの生活に関わる様々な重要情報が隠されてしまいます。

### その② 広く市民まで重罰で処罰

秘密とされた情報について、公務員だけでなく、研究者や民間企業の技術者・労働者などにも秘密保持義務が課され、漏れは、内部告発や過失(不注意など)であったとしても処罰の対象とされます。また、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされることがあります。しかも、情報を取得できなくても、取得行為を実施しなくても、教唆、共謀、扇動行為として独立して処罰されます。処罰の最高刑は懲役10年といわれています。国民の様々な活動に最高10年の懲役刑という重罰が科せられることとなります。

### 学習会の講師を派遣します

秘密保全法の危険性を広めるため、学習会の講師として弁護士を派遣します。講師料は必要ありません(交通費は実費)。ご相談ください。

### その③ 知る権利を侵害、市民の自由を抑圧

様々な国民に秘密保持義務が課せられて、その漏れが処罰されるばかりでなく、マスコミによる取材活動や一般市民による情報公開要求など情報へのアクセスも処罰の対象とされ、官憲による捜査の手や処罰の危険が及びます。そのため、国民の生活に関わる重要な情報を入手したとしても、処罰を覚悟しない限り、社会に発信したり、マスコミに伝えることができなくなります。取材なども著しく制限されることになり、国民の知る権利、表現の自由や学問・研究の自由などの様々な権利、自由が危機にさらされます。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることすらも議論することもできなくなってしまいます。

### その④ 国民を監視し選別する「適性評価制度」

「適性評価制度」といって、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、本人及び配偶者等の関係者に対しても、職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の調査を行い、選別することを可能とする制度も導入されようとしています。例えば、借金など弱みを握られて情報を漏らすおそれがないかどうかと金融機関が調査されたり、精神的状態に問題はないかと通院している病院まで調査されます。公務員だけでなく民間の業者や労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別などの人権侵害の危険にさらされます。